

修学旅行に係る費用と感染症予防対策について

- 1 期 日 令和4年10月17日（月）・18日（火）
- 2 費 用 27,559円／児童1名（積立額25,000）・・・・・・資料1
※ 感染症対策でバスを3台にすること、食事を含む旅行代金の値上がり、感染症対策に係る雑費により、行程の見直しを行っても積立額を大きく超える経費が必要となった。その補填を、自然教室の残額（1,700円）と学年費（859円）から行い、追加徴収は行わない。
※ 上記料金は全員参加が前提。同意書の未提出者が多くなり、料金が大きく変更する場合は、再度、保護者の意向を確認する。
- 3 日 程 別紙参照・・・・・・・・・・資料2
- 4 修学旅行の延期・中止について
 - 愛知県・奈良県・京都府に緊急事態宣言や県外移動制限の影響が出た場合
→ 1・2・3月まで、可能な限り延期を繰り返す。
→ 実施が難しくなってきた場合は、状況に応じて、行き先の変更または日帰りでの実施を検討する。場合によっては中止する。
 - 出発前までに、本校児童（他学年を含む）や教職員に感染者が出た場合
→ 感染者や濃厚接触者の状況により、管轄保健所ならびに学校医・市教育委員会と協議の上、予定通り修学旅行を実施するか延期するかを判断する。
 - 出発後に、参加児童や教職員に感染が疑われる症状が発生した場合や、濃厚接触者と判明した場合
→ 管轄保健所と医療機関ならびに市教育委員会と協議の上、修学旅行を中止する。
感染が疑われる症状が発生した児童または濃厚接触者と判明した児童については、保護者に現地までの迎えを求める。（交通費は旅行参加者保険で補填）
 - 取消料について
 - ・取消料は、旅行費用の項目ごとに発生する。（宿泊代金・バス代金・昼食代など）
 - ・取消の手続きを速やかに行い、不参加者の負担を軽減する。
- 5 取消料の市からの補助について
新型コロナウイルス感染症に係る取消料の全額または一部が市から補助されます。
 - ・目的地の感染状況が悪化し、学校が修学旅行を延期または中止した場合
 - ・出発後に修学旅行を中止し、残りの未実施行程分に取消料が発生した場合
 - ・直前になって感染者や濃厚接触者となり欠席する場合
 - ・直前になって感染の疑いがある症状が出て欠席する場合
 - ・直前になって感染が心配だと判断して欠席する場合
- 6 新型コロナウイルス感染症予防対策について
基本的な感染予防対策は、どの施設でも実施されていることを、下見や旅行会社からの情報で確認した。
 - 食事・入浴・就寝時以外は、原則マスクを着用する。予備を含めた2日分のマスクと使用済みマスクを入れる袋等を各自で準備する。
 - 学校の対応
 - ・定期的な健康観察を実施する。
 - ・マスクを外す際の会話の自粛を指導する。

- ・手洗い（アルコール消毒）、ハンカチ持参の徹底を指導する。
- ・移動時も含めて、他人との距離をとる。
- ・屋内での全体集会は緊急時以外行わない。
- ホテル到着後と就寝時・起床時に検温を行う。
 - ・各自の体温計の準備を依頼する。（時間節約のため）
 - ・学校は非接触型の体温計を数台準備する。
- 49人乗りのバス3台に分乗する。（1台あたり30人）
- バス乗車時には必ず手指消毒を行う。 ※消毒液はバス会社が準備する。
- バス内では、対面での会話やレクレーションを控え、BGM等を流す。
※外気導入固定運転により、約5分で空気が全て入れ替わる。
- KKR京都くに荘（宿）の対策
 - ・修学旅行客は本校だけである。
 - ・宿泊室内は24時間空調が機能しており、随時外気との換気が行われている。
 - ・共用部分（フロントカウンター、エレベーターのボタン、大浴場備品設備など）に対して一定の間隔（時間）でアルコール消毒作業を実施する。
 - ・スリッパは使い捨てを使用する。
 - ・全従業員及び同居家族に対し、毎朝の検温を実施し、発熱が認められた場合は出勤させない。
 - ・宿泊室には、1人1本ずつのペットボトル（水500ml）を用意する。
 - ・宿泊室の利用人数については、1人あたり畳2帖分の就寝スペースを確保する。6人部屋を4人、12人部屋を7人で使用する。（この宿を選んだ理由）
 - ・20名収容の大浴場を2カ所使用するとともに、入浴時間を長く設定する。男女各4ローテとし密集を避ける。
 - ・食事会場は貸し切りの大広間2つで対応する。教室の給食より間隔を開け、同方向を向いて無言で行う。大皿の提供は廃止し、セットメニューで提供する。
 - ・使用済みマスクは、部屋外にある密閉タイプのゴミ箱に処分できる。
- 昼食会場（古都屋・西陣織会館）は、座席間隔に留意したレイアウトが可能である。

7 その他

（1）出発までの健康管理

- 毎朝の検温、健康観察の徹底（後日配付）
- 出発日の朝の検温と体調確認において、感染症の症状がある場合は旅行の参加を辞退してもらう。
- 旅行後も、児童及び同居の家族の健康状態の観察を、1週間を目処に依頼する。

（2）修学旅行の企画

名鉄観光サービス株式会社が、「旅行関連事業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第5版）」（日本旅行業協会作成）を基に、本校の修学旅行を担当する。

（3）地域観光事業支援

事業が実施されれば積極的に活用する。詳細は、旅行会社から説明を受けて保護者に周知する。

（4）下 見

宿泊施設・訪問地・昼食会場や経路などの下見は、既に終了している。

（5）新型コロナウイルス感染症以外の理由で欠席する場合の取消料

同意書提出後に新型コロナウイルス感染症に係る理由以外で欠席する意思が示された場合は、取消作業を行うが、時期に応じて一部の取消料が発生する。

（6）同意書の提出

提出先：担任 期 限：9月26日（月）

（7）保護者説明会

保護者会は開催せず、質問には個別に対応する。